

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（総合事業の対象者）</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）</p> <p>(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「事業対象者」という。）</p> <p><u>(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（前条第3号の方法によるものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者</u></p> <p>第6条～第7条 （略）</p> <p>第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第12号に掲げる事項に変更があったとき、又は、事業を再開したときは、それぞれ変更があった日又は再開した日から10日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>第9条～第20条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） （略）</p>	<p style="text-align: center;">宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（総合事業の対象者）</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）</p> <p>(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「事業対象者」という。）</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第6条～第20条 （略）</p> <p>第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、<b>第14号及び第15号</b>に掲げる事項に変更があったとき、又は、事業を再開したときは、それぞれ変更があった日又は再開した日から10日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>第9条～第20条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） （略）</p>

別表第2（第11条関係）

1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
<u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「算定告示」という。）別表の1イからハ及びチからルに定める。</u>			
			厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 週1回60分程度 (日割)	<u>823</u> <u>(824)</u>	1月につき 27	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 <u>ただし、令和3年9月30日までの間は、左欄の()内の単位数を適用する。</u>
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (日割)	<u>741</u> <u>(742)</u>	1月につき 24	
事業対象者・要支援1・2 週2回程度 (日割)	<u>1,644</u> <u>(1,646)</u>	1月につき 54	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (日割)	<u>1,480</u> <u>(1,481)</u>	1月につき 49	

別表第2（第11条関係）

1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
<u>地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別添1の1イからハ及びチからルに定める。</u>			
			厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 週1回60分程度 (日割)	<u>820</u>	1月につき 27	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (日割)	<u>738</u>	1月につき 24	
事業対象者・要支援1・2 週2回程度 (日割)	<u>1,639</u>	1月につき 54	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (日割)	<u>1,475</u>	1月につき 49	

3 訪問型サービスB (略)

4 訪問型サービスC (略)

5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
<u>算定告示別表の2に定める。ただし、イ(3)及び(4)を除く。</u>			単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	<u>1, 277</u> <u>(1, 279)</u>	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 <u>ただし、令和3年9月30日までの間は、左欄の()内の単位数を適用する。</u>
(日割)	42	1日につき	
利用者の数が利用定員を超える場合	<u>894</u> <u>(895)</u>	1月につき	
(日割)	29	1日につき	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	<u>894</u> <u>(895)</u>	1月につき	
(日割)	29	1日につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合又は事業所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

7 通所型サービスB (略)

8 通所型サービスC (略)

9 第1号生活支援事業 (略)

3 訪問型サービスB (略)

4 訪問型サービスC (略)

5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
<u>通知別添1の2に定める。ただし、イ(3)及び(4)を除く。</u>			単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	<u>1, 264</u>	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
(日割)	42	1日につき	
利用者の数が利用定員を超える場合	<u>885</u>	1月につき	
(日割)	29	1日につき	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	<u>885</u>	1月につき	
(日割)	29	1日につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合又は事業所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

7 通所型サービスB (略)

8 通所型サービスC (略)

9 第1号生活支援事業 (略)

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単価
市長が別に定める。	<u>居宅要支援被保険者又は事業対象者に対するもの4,563円(令和3年9月30日までの間は,4,574円),初回加算3,126円,委託連携加算3,126円</u>
	<u>居宅要介護被保険者のうち,要介護1又は要介護2の認定を受けた者に対するもの11,211円(令和3年9月30日までの間は,11,222円),初回加算3,126円,委託連携加算3,126円</u>
	<u>居宅要介護被保険者のうち,要介護3,要介護4又は要介護5の認定を受けた者に対するもの14,567円(令和3年9月30日までの間は,14,577円),初回加算3,126円,委託連携加算3,126円</u>

別表第3(第13条関係) (略)

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単位数	算定単位	単価
市長が別に定める。			4,491円(初回加算3,126円,介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算3,126円)

別表第3(第13条関係) (略)